

平成29年度

社会教育委員会議の協議経過とまとめ

平成30年4月

尼崎市社会教育委員会議

1 協議経過

回	開催日等	主な事項
1	平成 29 年 5 月 29 日(月) 於：第一委員会室	○平成 28 年度社会教育委員会議における協議内容について ○平成 29 年度社会教育関係主要・拡充事業について ○平成 29 年度社会教育団体への補助金について ○平成 29 年度社会教育委員会議における協議事項について
2	平成 29 年 7 月 3 日(月) 於：市役所北館 3 回会議室	○総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組について ■02（生涯学習）施策について ■17（地域の歴史）施策について
3	平成 29 年 9 月 4 日(月) 於：教育委員会室	○総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組について ■02（生涯学習）施策について ■17（地域の歴史）施策について
4	平成 29 年 10 月 26 日(木) 於：教育委員会室	○自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）（素案）について ■ひと咲きまち咲き担当局より説明 ■取組方針について質疑応答 ○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について ■諮問について ■公民館の現状について ■諮問にかかる協議
5	平成 29 年度 11 月 14 日(火) 於：教育委員会室	○自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について ■ひと咲きまち咲き担当局より説明 ■取組方針について質疑応答 ○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について ■公民館運営審議会の報告 ■諮問にかかる協議
6	平成 29 年度 11 月 28 日(火) 於：教育委員会室	○自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について ■ひと咲きまち咲き担当局からの回答について ○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について ■諮問にかかる協議
7	平成 29 年 12 月 26 日(火) 於：教育委員会室	○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について ■答申（案）について

8	平成 30 年 2 月 7 日(水) 於：教育委員会室	○平成 29 年度主要事業実施報告について ○平成 30 年度主要事業について
---	--------------------------------	--

## 2 主な協議内容と協議結果のまとめ

### (1) 尼崎市総合計画に係る社会教育関連施策と今後の取組について

#### ア 協議の方向性

尼崎市総合計画において、尼崎市として実現に向けて取り組む姿を「①人が育ち、互いに支えあうまち」、「②健康、安全・安心を実感できるまち」、「③地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」、「④次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の4つのありたいまちとして定め、その背景や市民・事業者・行政が取り組む方向性を20の施策ごとに示している。その中の、社会教育関連施策「02 生涯学習」及び「17 地域の歴史」について、市民意識や目標指標の達成度合いを把握し、その取組の成果や課題、進捗度などを点検・確認することを目的として作成している「施策評価表」をもとに、市民・事業者それぞれの立場からどのような取組や関わりができるのか、協議を行った。

#### イ 主な協議内容とまとめ

##### ■ 「02 生涯学習-01・02・03」(生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち)について

- (ア) 地域学校協働本部設置の推進において、持続可能な活動となるよう地域、学校その他、地域振興センターなどとも連携し、関係者の理解と協力を得て、地域や学校にとって負担とならないような仕組みづくりに努める必要がある。
- (イ) 社会教育において推進している人権教育は今後も引き続き推進する必要がある。
- (ウ) 学校開放事業において、地域優先の利用など地域のスポーツの拠点となるようルールづくりを進めるとともに、地区体育館の利用の増加にも取り組む必要がある。
- (エ) 中央図書館において、「としょかん英語学習応援事業（E-きつず）」が関西国際大学と連携し実施されており、市内の他の大学とも連携を検討する必要がある。
- (オ) 図書館、公民館において、校区の関係もあるが小中学生だけで参加できるイベントを増やす必要がある。
- (カ) 公民館事業である「社会教育・地域力創生事業」において、子どもの貧困、高齢化、環境や防災などに加え、尼崎市特有の地域課題にも取り組む必要がある。
- (キ) 公民館事業の「生き方探求キャリア教育支援事業」において、地域に社会人としてのモデルケースがあると子どもたちの意欲も高まるため、今後も続けていくとともに、女性のキャリア形成のモデルや、中学校での実施拡大に努める必要がある。

■「17 地域の歴史－01・02・03」（歴史遺産を守り活かすまち）について

- (7) 新学習指導要領には、アクティブラーニングが入ってきているため、出前授業や学社連携・融合の取組は今後より効果的になると考えられる。そのため、新学習指導要領を踏まえて事業を検討する必要がある。
- (4) 城内地区のまちづくり整備では、地域の方々が尼崎城を大切にできるような仕組みづくりに取り組むとともに、市外から来られた人に分かりやすい案内が必要である。
- (7) 戦国時代の遺構が残る富松城跡を活用したまちづくりが、地域の方々が主体で行われており、今後もPRしていく必要がある。

(2) 自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について

ア 協議の方向性

平成 29 年 10 月 23 日の教育委員会定例会において、市長部局より、公民館を含む地区施設における機能強化や人材育成等が盛り込まれた取組方針として「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）（素案）」が提案された。この方針について教育委員会から市長に意見を申し出るにあたり、教育委員会より社会教育委員会へ諮問がなされた。これを受けて、社会教育委員会では取組方針（素案）について協議を行い、社会教育法第 17 条に基づき答申を作成し、教育委員会へ提出した。

イ 協議の内容

答申については別紙のとおり。

(3) まとめ

以上のことから、平成 30 年度は、『地域学校協働本部設置の推進において、多様な関係者の理解と協力を得て、持続可能な活動となるよう努めるとともに、社会教育において引き続き人権教育を行うこと』『図書館、公民館においては子どもだけで参加できる事業の増加に取り組むこと』『公民館においては尼崎市特有の地域課題を扱う講座や、多様な地域人材を活用したキャリア教育の実施・拡大に努めること』『学校のグラウンドを活用し、地域のスポーツの拠点の 1 つとなるようルールづくりを検討するとともに、地区体育館の利用増加に取り組むこと』『地域資源を地域の人々が大切にできるような仕組みづくりと分かりやすいPRに努めるとともに、文化財収蔵庫が実施している出張授業においては、新しい学習指導要領に沿った内容修正を検討すること』を教育委員会事務局に求めた。

また、「地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について」に係る答申については平成 30 年 1 月 22 日に教育委員会へ提出を行った。

以 上

尼 教 社 5 0 1 0 号  
平 成 3 0 年 1 月 2 2 日

尼崎市教育委員会  
教育長 徳田 耕造 様

尼崎市社会教育委員会議  
議長 江田 政亮

地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について（答申）

平成29年10月23日付で諮問を受けました「地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能の在り方について」につきまして、尼崎市社会教育委員会議において意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

## 地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について（答申）

### 1. はじめに

尼崎市教育委員会から、平成 29 年 10 月 23 日に諮問書を受領し、今後求められる社会教育を担う拠点機能のあり方について、社会教育委員会議として意見を申し出るべく、計 4 回の会議を開催し、慎重に協議を行ってきたところである。

協議においては、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）」について、所管局から説明を受け、内容の確認を行った。

また、尼崎市教育委員会において論点とされていた「①社会教育の継続性・安定性等を担保するための方策」、「②学校教育との連携及び家庭教育支援の拠点機能の確保のための方策」、「③利用者(市民)に不利益を生じさせないための方策」の三点に留意しながら、公民館制度及び本市の公民館の現状を再確認のうえ、尼崎市公民館運営審議会委員の意見を踏まえて議論を進めることとした。

協議過程においては、公民館の位置付けを変更することに伴う社会教育の継続性・安定性や学校教育との連携などの各論については具体が示されていないものの、市が自治のまちづくりや効率性を高めることを重視し、形が変わっていくことを否定するものではなく、当該取組方針の方向性について、総論としては理解できる場所であるなどの意見が出された。

こうした意見を共通認識としつつ協議を重ね、その協議結果として、尼崎市教育委員会に対して、次のとおり社会教育委員会議の意見書として提出するものである。

### 2. 社会教育委員会議としての意見

#### (1) 社会教育の継続性・安定性に関すること

公民館は、平成 15 年の公民館の設置及び運営に関する基準（国基準）に示されているとおり、地域の学習拠点としての機能、家庭教育支援拠点としての機能、学校・家庭・地域社会等との連携等を図るコーディネート機能があり、こうした機能を発揮するにあたり、社会教育法第 20 条に規定する目的を達成するため、同法第 22 条に規定する講座や事業を実施している。

また、公民館は、基本的人権の尊重、平和、民主主義などを実現するための教育の場でもあり、これらの実現を目指し、社会教育法の理念、教育基本法に則った事業の位置付けのもと、人権教育事業、平和教育事業、家庭教育に関する事業、生涯学習に関する事業などを実施してきており、これらは、社会教育法を根拠とすることで、継続的、安定的な実施が可能となっている。

公民館を社会教育施設ではなく、自治のまちづくりを推進するための学びと活動を支える施設として位置付けることとなれば、事業実施においては、ブームや時勢に沿ったものばかりを扱うことが危惧され、また、時間の経過とともに、上記の事業が継続的、安定的に実施されなくなる恐れもある。

以上のことを鑑みると、根拠となる法規と制度によって社会教育の継続性・安定性を担保する必要があり、その方策として、新たな学びと活動を支えるための施設（以下「新たな施設」という。）において実施する事業は、上記の法の理念と精神に基づく

事業である旨について、新たな施設の設置及び管理に関する条例及びこれに基づく制度に明記していただく必要があると考える。

加えて、社会教育委員が、新たな施設において実施される事業に、上記の法の理念や精神が反映されているかどうかについて確認し、必要な協議ができる仕組みを構築していただく必要があると考える。

## (2) 学校教育との連携に関すること

公民館は、教育委員会が所管する組織・施設であり、学校現場の実情やニーズを把握しやすい環境にあることから、キャリア教育や講座の開催等において学校現場と連携できている面もあると考える。しかし、新たな施設・組織として改編されれば、学校現場とのつながりが危惧される。

また、学校教育と社会教育との連携、とりわけ地域学校協働本部の推進においては、学校教育を理解していることが重要であり、さらに地域の中で何が必要なのかを共有し、方向性、プランを立てる必要がある。このことから、新たな施設においては、教育委員会の組織及び学校現場と連携できる機能的な組織・体制のもとに、学校教育との連携を進めていただく必要があると考える。

## (3) 家庭教育支援に関すること

学校教育のレベル向上とともに、社会教育として行われている家庭教育支援は、本市の子どもたちの成長にとって重要であり、その役割が期待される。

現在、公民館が担っている家庭教育支援の拠点機能が一層発揮されるためには、家庭教育の観点のみならず、子育て支援の観点や、更には若者への教育を含めた観点も重要と考える。

6地区それぞれに設置される新たな施設において、各地区にある地域の子育て支援拠点、今後設置が予定されている（仮称）子どもの育ち支援センター及び各保健福祉センター等の行政組織と情報を共有して、家庭教育支援事業を行うことになれば、より現状のニーズに合った幅広い取組になるものと考えられる。

## (4) 市民、社会教育関係団体等の利用に関すること

これまで、公民館は、行きづらい、入りにくい、使いにくいという面があったことは否めないが、新たな施設として改編された場合には、地域住民が利用しやすい施設であるとともに、社会教育を推進する役割を一層果たすことが望まれる。

公民館では、本市の社会教育を推進していくことができるよう、社会教育の目的に沿ったグループ、団体等について利用料の減免をしており、新たな施設においても、継続して減免していただく必要があると考える。

また、今後は、新たな施設として改編された場合、利用者が増え、市外の団体・住民や営利目的の利用者と競合し、定期的利用による継続学習を行っている市民のグループや社会教育関係団体等が、これまでどおり利用することが困難になることも想定される。

このため、申込方法等についても、上記の学習グループや、市とともに社会教育を

推進してきた社会教育関係団体等が不利益とならないよう、何らかの方策を検討していただく必要があると考える。

#### (5) 配置される職員に関すること

地域の現場で、市民とともに考え行動した職員が、本庁部署等に異動した後においても、地域での経験等を政策立案等に活かすといったキャリアパスを想定していることから、職員のキャリアアップにつながる点は期待できる。

また、職員が、新たな施設を拠点に、市民の主体的な学習活動を支えることによって、市民の学びが豊かになり、更なる学びと活動の継続が可能になるものと考えられる。

こうした観点からも、これまで取り組んできた社会教育や地域振興の効果を高めるためには、実働の担当職員の増員が望まれる。

加えて、社会教育に関するスキルを有する職員（社会教育主事講習受講者又は無資格でも知識経験を有する職員）並びに、公民館創設の趣旨やその精神が大切との意識がある職員の配置と継続的な育成が望まれる。

### 3. おわりに

今回、協議した期間は極めて短かったものの、諮問された事項については議論を尽くすことができた。その間、委員それぞれから各分野の視点で様々な意見が出されたところであるが、こうした議論の中で、委員それぞれにおいても、「社会教育とは何か」について改めて考える機会となり、社会教育の重要性を再認識できたと考えている。

社会教育委員会として、今後、市の組織が変わることや、配置される職員も入れ替わっていくことが予想されるため、社会教育法の理念を継続できる制度構築が重要になると考えたところである。

このため、今後、公民館が新たな施設として改編されても、自治のまちづくりを支える拠点であるとともに、これまでどおり、地域の学習拠点、社会教育を担う拠点として、学校教育との連携や家庭教育支援も含めた事業等が継続的・安定的に実施できるよう、その制度設計について、慎重に検討していただくことをお願いしたい。

そして、これまで公民館が担ってきた役割や事業について、他の行政組織との情報共有がより円滑になることや、地域振興と一体的に展開できることでの強みを活かし、公民館と地区会館とを合わせた12の施設において、持続的かつ創造的に発展させていただくことを切に望みたい。

以 上



協議経過

回	開催日等	主な事項
1	平成 29 年 10 月 26 日(木) 於：教育委員会室	<p>○自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ひと咲きまち咲き担当局より説明</li> <li>■取組方針について質疑応答</li> </ul> <p>○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■諮問について</li> <li>■公民館の現状について</li> <li>■諮問にかかる協議</li> </ul>
2	平成 29 年度 11 月 14 日(火) 於：教育委員会室	<p>○自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ひと咲きまち咲き担当局より説明</li> <li>■取組方針について質疑応答</li> </ul> <p>○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■公民館運営審議会の報告</li> <li>■諮問にかかる協議</li> </ul>
3	平成 29 年度 11 月 28 日(火) 於：教育委員会室	<p>○自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ひと咲きまち咲き担当局からの回答について</li> </ul> <p>○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■諮問にかかる協議</li> </ul>
4	平成 29 年 12 月 26 日(火) 於：教育委員会室	<p>○地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■答申（案）について</li> </ul>

## 尼崎市社会教育委員名簿

役 職	氏 名
議 長	江 田 政 亮
副 議 長	川 岸 邦 充
委 員	中 井 正 人
委 員	小 谷 豪 郎
委 員	宏 林 晃 信
委 員	野 村 力 ヤ 子
委 員	江 原 節 子
委 員	濱 田 格 子
委 員	寺 岡 陽 子
委 員	芹 澤 剛
委 員	安 田 雄 策
委 員	細 木 澄 江

尼教社第3750号  
平成29年10月23日

諮問書

社会教育委員会議

議長 江田 政亮 様

尼崎市教育委員会

教育長 徳田 耕造

地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能のあり方について（諮問）

公民館は、社会教育法において「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とされている社会教育施設です。

公民館には、地域の学習拠点としての機能だけでなく、学校・家庭、地域社会等との連携や学びの成果等を活かすことができるような働きかけを行うといったコーディネート機能が求められています。

そうしたなか、本市の公民館では、生涯学習・社会教育施策の展開において、「生き方探求キャリア教育支援事業」や「公民館夏休みオープンスクール」をはじめ、様々な講座や事業を通して地域の資源をつなぎ、自己の学びを地域や学校において還元する取組を積極的に推進し、さらに学びから交流、地域活動へ結びつくよう取り組んでいるところです。

一方、市長部局においては、地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や人々のつながりの希薄化が課題となる中、改めて、市民の参画と協働といった自治の力を一層育んでいくことが必要であるとの考えのもとに、市制100周年を迎えた平成28年10月に、「尼崎市自治のまちづくり条例」が制定され、その取組の一環として「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築」の検討が行われました。

この検討の結果について、平成29年10月23日の教育委員会定例会において、市長部局より、公民館を含む地区施設における機能強化や人材育成等が盛り込まれた取組方針として提案を受けました。

つきましては、この方針について、教育委員会として市長に意見を申し出るにあたり、今後求められる社会教育を担う拠点機能のあり方について、社会教育委員会議の意見を賜りたく諮問いたします。

以上